

# 電気主任技術者連盟会員規約

電気主任技術者連盟（以下、「当連盟」といいます。）の電気主任技術者資格を有する会員（以下、「会員」といいます。）として当連盟に入会を希望する方は、以下この規約（以下、「本規約」といいます。）に同意するものとします。

## 第1条 入会資格

- 当連盟への会員入会資格は以下の通りとし、入会いただける方は、これら全てを満たす方とします。
  - 電気主任技術者資格（資格種別は問わない）を有する者
  - 本規約に同意いただいた方
  - 暴力団等の反社会的勢力の関係者でない方
  - 過去に、当連盟より除名等の処分を受けていない方
- 次のいずれかに該当する場合は入会はできません。
  - 成年被後見人、被補佐人、被補助人、および任意後見契約に関する法律第2条2号所定の本人であっても、同法4条1項の規定により任意後見監督人が選定されている者
  - 禁固以上の刑に処せられている者
  - 禁固以上の刑の執行を終わり、又は刑の執行を猶予された日から5年を経過していない者
  - 破産者で復権を得ない者
  - 過去に当連盟から除名処分を受けている者
  - 以上のほか理事会において著しく不適切と認められた者

## 第2条 入会手続

当連盟に入会しようとするときは、次の手続が必要となります。

- 本規約を承認の上、当連盟が別途定める方法により入会申込をしていただきます。

## 第3条 入会申込受付

---

当連盟が、前条の入会手続において第1条の入会資格を満たす申込者からの申込を受領した時点で、申込者から会員契約の申込があったものとみなし、当連盟が申込を承認したときに、当連盟と申込者との間で会員契約が成立し、申込者は会員となるものとします。当連盟は、次の各号の一に該当する場合には会員契約の申込を承認しないことがあります。

- (1) 申込者が第1条第1項の入会資格を満たしていないこと又は同条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合。
- (2) 会員契約の申込時に、事実と異なる内容(虚偽、誤記、記載漏れ等を問わない)を申告したことが判明した場合
- (3) 申込者が法律行為を単独で行なう権限がない者であって、会員契約の申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合。
- (4) その他会員契約の申込を承諾することが、当連盟の業務の遂行上著しい支障があると当連盟が判断した場合。

## 第4条 会員資格の有効期限

---

会員資格の有効期間は次のとおりの取扱とします。

- (1) 開始日: 前条により当連盟が申込の承諾を行い、会員契約が成立した日。
- (2) 終了日: 会員が退会申込を実施した日、もしくは連盟が会員の除名処分を行った日。

## 第5条 会費

---

連盟加入に関する会費及び維持費用は一切を無料とする。

## 第6条 会員の行為基準

---

会員は、以下の各号の事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 会員は、誠実で公正な言動を励行し、当連盟の社会的信用および地位の向上に努めることが望ましい。
- (2) 会員は、電気主任技術者業務に関する様々な知識の研鑽に精進するものとする。
- (3) 会員は、その活動を行うに当たって、専門的見地から適切な注意を払い、公正かつ客観的な判断を下すようにしなければならない。
- (4) 会員は、関係法令ならびに本規約を遵守しなければならない。
- (5) 会員は、自身および当連盟が依頼する情報発信ツールや媒体において独立性と客観性を保持する

よう注意し、公正な判断を下さなければならない。

- (6) 会員は、当連盟の名称、ロゴマークを使用する場合には、その権威と信頼性を保持するよう良識ある方法を用いなければならない。
- (7) 会員は、当連盟の名称、ロゴマークを使用する場合、当連盟の定めるガイドラインに従って用いなければならない。

## 第 7 条 禁止行為

---

- (1) 当連盟、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当連盟が判断する行為。
- (2) 当連盟、当連盟関係者、他の会員もしくは第三者の財産、肖像権、プライバシー等の権利を侵害する
- (3) 行為又は侵害するおそれがあると当連盟が判断する行為。
- (4) 当連盟、当連盟関係者、他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、ならびにその恐れがあると当連盟が判断する行為。
- (5) 犯罪的行為に加担し、又はこれを促進する行為。
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 信用を損なうような行為
- (8) 提供される情報を改ざんする行為
- (9) 当連盟が運営するウェブサイト有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為
- (10) その他、法令に違反する行為
- (11) その他、当連盟が不適切と判断する行為
- (12) 前各号のいずれかに該当する恐れがあるものと、判断する行為

## 第 8 条 退会

---

会員が以下の各号のいずれかに該当する場合には、当連盟会員資格を喪失し、自動的に当連盟を退会したものとみなす。なお、会員は 3 号の事由により退会する場合には、当連盟所定の方法により届け出るものとします。

- (1) 第 10 条に基づき当連盟が除名を決定した場合
- (2) 会員本人が退会を申し出た場合

## 第 9 条 除名

---

当連盟は、会員が法令および本規約のいずれかに違反した場合又は第 1 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該会員を当連盟から除名することができるものとします。

## 第 10 条 会員資格の譲渡

---

会員は、当連盟の会員資格を第三者に譲渡したり、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

## 第 11 条 届出内容の変更等

---

1. 会員は、氏名・住所・連絡先等、当連盟に届け出た内容に変更があった場合には、速やかにその旨を
2. 当連盟所定の方法により届け出るものとします。
3. 2. 前項の届け出がなかったことにより、会員が不利益を被ったとしても、当連盟は一切責任を負いません。
4. 3. 会員が当連盟に変更を届け出るまで、当連盟から会員に対する通知等は、従来届け出のある氏名・住所等の連絡先に宛てて行なえば、当該会員に到達したものとします。

## 第 12 条 本規約の変更

---

1. 当連盟は、会員の事前の了承を得ることなく、本規約を随時変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。
2. 変更後の会員規約については、当連盟のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当連盟が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じるものとします。

## 第 13 条 自己責任の原則

---

会員は、当連盟の使用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一会員による本呼称等の利用に関連し他の会員又は第三者に対して損害を与えたものとして、当連盟に対して会員又は第三者から何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当連盟は当連盟の故意又は重大な過失による場合を除き、いかなる理由によっても、一切の責任および損害賠償義務を負わないものとし、当該請求又は訴訟によって当連盟が損害(訴訟費用、弁護士費用を含む)を負った場合、当該会員はその一切を補償するものとします。また、会員はその活動の中で、当連盟および第三者に損害を与えた場合には、損害を与えた本人がその損害を直ちに賠償するものとします。

## 第 14 条 個人情報の保護

---

当連盟は、当連盟が保有する会員の個人情報(以下、「個人情報」といいます)に関して適切に取り扱うものとし、

## 第 15 条 準拠法

---

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとし、

## 第 16 条 専属的合意管轄裁判所

---

当連盟および会員は、当連盟と会員の間で紛争等が生じた場合はお互いに誠実に協議するものとし、協議でも解決しない場合は裁判に移行することとし、当連盟の所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。